

大阪YWCA大宮保育園

園生活のしおり

～重要事項説明書～



2024年度



社会福祉法人大阪キリスト教女子青年福祉会
大阪 Y W C A 大宮 保育園

〒535-0002 大阪市旭区大宮5丁目7-15

電話 06-6955-5931

FAX 06-6955-5399

分園 ウィスタリア

〒535-0002 大阪市旭区大宮5丁目3-31

電話・FAX06-6958-5554

児童憲章

(昭和 26・5・5)

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

1. すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
2. すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
3. すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
4. すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果すように、みちびかれる。
5. すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がうちかわれる。
6. すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
7. すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
8. すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
9. すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
10. すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。
あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
11. すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
12. すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

子どもの権利条約

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は世界中のすべての子どもたちがもっている“権利”について定めた条約です。戦争に巻きこまれてしまったり、防げる病気で命をうしなってしまうたり、つらい仕事で1日が終わってしまったら…世界には厳しい暮らしをしている子どもたちがいます。

「子どもの権利条約」は、そんな子どもたちをはじめ、世界中の子どもたちの強い味方です。

1 生きる権利



防げる病気などで命を奪われないこと。
病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

2 育つ権利



教育を受け、休んだり遊んだりできること。
考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

3 守られる権利



あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。障がいのある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られることなど。

4 参加する権利



自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり自由な活動を行ったりできることなど。



社会福祉法人大阪キリスト教女子青年福祉会
大阪 Y W C A 大宮 保育園

保 育 理 念

キリスト教の精神に基づいた保育の中で乳幼児の育成に励み、ひとりひとりの子どもが未来社会の良き担い手となるようにはぐくみ育てる。

保 育 方 針

- 神さまと信頼できる大人との出会いの場を大切に、自然の恵みのなかで養護と教育が一体となって、さまざまな体験を通して生きる喜びを育みます。
- 子どもの人権が守られ、まわりの人から愛されているという実感のなかで、のびのびと自分らしさを発揮し、個性豊かに育つよう見守ります。
- 地域の人たちとのふれあいを通して分かち合いの心を育みます。
- 保育士の専門性を生かし、保護者支援、地域の子育て者の支援に貢献します。

保 育 目 標

どの子ども一人ひとり神さまから託されたかけがえのない子どもたち。
子どものありのままの姿を受け入れ、以下のような姿を目標に、
本園の保育課程にそって保育する。

- どんな小さなことにも感謝することのできる子ども
- すべての命を大切にすること
- あそびも学びも根気よく集中できる子ども
- 表現豊かな子ども
- 仲間を大切に、地域のなかでともに育ちあう子ども

2024年度 年間保育目標

さあ、漕ぎ出そう 奏でよう

1 保育対象

・0歳児より就学前までの乳幼児

認可定員・180名（利用定員 140名）

職員・園長1名、保育士24名、調理員4名（栄養士含）、看護師1名、事務員2名、保育補助3名
嘱託医（小児内科医・歯科医・耳鼻咽喉科医）3名、（4/1現在）

2 保育内容

・当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告示117）を踏まえ、保育を行います。保育方針、保育目標は2ページをご覧ください。保育目標を達成するため、各年齢に応じた保育内容を提供します。

(1) 年齢に応じた保育内容

年齢区分	主な活動
0歳児クラス	まわりの大人に愛情豊かに受けとめてもらいながら健やかにのびのびと育つ。五感を豊かに育む。
1、2歳児クラス	自我が育つ大切な時期、自分でしようとする気持ちが尊重され、生活や遊びを通しのびのびと育つ。
幼児クラス 3才～5才	友だちや地域の人と関わりあい、自然に触れながら、各領域の活動を通してこころとからだを豊かに育む。就学までに小学校での学びに向かう基礎となるこころを豊かに育てます。 1. 健康（体力・運動機能・生活習慣） 2. 人間関係（人とのかかわり、出会い・情緒・異年齢保育） 3. 環境（自然とのふれあい、伝統文化の体験、社会認識） 4. 言語（言語表現・言語理解） 5. 表現（絵画・造形・音楽リズム）

(2) 特色ある取り組み

- ・乳児では少人数のグループを特定の担任が担当し、家庭的な雰囲気の中で過ごせるよう心掛けていきます。幼児は「異年齢（たてわり）保育」を実施しています。3～5歳児が生活を共に過ごす中で思いやりや憧れの気持ちが生まれ、優しい心を育てます。
- ・定期的な活動 ラグビー（4・5歳児）、千里こども図書室おはなし会（0～5歳児）
- ・5歳児お泊り保育、雪遊び（5歳児）、多文化交流プログラム（3・4・5歳児）
- ・障がいを持つ子と共に育ち合う保育 ・卒園児との交流 ・地域における異年齢児との交流
- ・小学校との交流
- ・食育活動（夏野菜の栽培・収穫、クッキング、みそ作り、田植え・稲刈り、園内の実の成る木から自然の恵みを頂く）

(3) 地域への子育て支援

- ・地域の方への子育て支援
「子育てひろば・のびのび」 地域の親子を対象に園庭開放などのプログラムを実施

3 保育時間

(1) 保育標準時間認定の方（1日最大11時間）

7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間を個別に決定します。

- ① 実際に保育が必要となる時間を保育必要時間申請書に記入し、勤務証明と共に当園事務室に提出してください。
- ② 勤務時間に通勤時間等を加味した時間で、保育時間を園との間で取り決めます。
- ③ 園より保育必要時間決定承認書を発行し、保育時間をお知らせいたします。

★18時以降に就労等の理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供いたします。時間外保育（延長保育）の利用には事前に申し込みが必要で、別途利用料が必要です。

→p5参照

(2) 保育短時間認定の方（1日最大8時間）

8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間を個別に決定します。保育時間の園との取り決めは、上記①～③と同様です。

★保育短時間（8時30分～16時30分）を越えて就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで、又は16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供いたします。時間外保育の利用には事前に申し込みが必要で、別途利用料が必要です。→p5参照

(3) その他

- ① 0歳児は誕生日がきて満1歳になってから8時半以前と17時以降の保育をお受けします。
- ② 保育園は時間外保育（延長保育）終了の19時で閉園です。19時を越えての利用はできません。

4 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日まで（祝日・休日及び12月29日～1月3日を除く）です。また、下記は休園を予定していますので、家庭保育のご協力をお願いいたします。

- ① 夏期休園日（8月13・14・15日）
- ② 大掃除（8月に半日、12月に半日）
- ③ 年始 1月4日
- ④ 入園準備日（4月1日）

5 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いください。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、下記に掲げる費用をご負担ください。お支払方法については、別途お知らせします。

●利用料金の納入について●

保育料は大阪市の査定により定められた金額を、金融機関、郵便局等で口座振替の手続きを行い納めて下さい。3才児以上の主食費（行事諸費含む）、副食費、延長保育料、布団乾燥代等の徴収金は、当月分を決められた徴収日（月初め1～5日）に保育園事務室に持参して下さい。一旦納入された費用は、理由の如何にかかわらず返金致しませんが、新型コロナウイルス対応による休園等の場合、主食費・副食費を日額計算し返金することがあります。

〈保育の提供に要する実費に係る利用者負担金〉

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
布団乾燥費	月1回の布団乾燥、年1回の布団丸洗い等に係る費用	年額 4,320円 (月額 360円)
主食費(3~5歳児)	幼児主食代	月額 2,000円
副食費(3~5歳児)	幼児副食代	月額 4,500円
行事費(3~5歳児)	園外保育、ミニコンサート等行事に係る費用の一部	月額 1,000円
アルバム代(5歳児)	卒園アルバムに係る費用	月額 1,000円
入園・進級児園用品費 <u>価格が変更になる場合も</u> <u>あります</u>	園生活に必要な用品に係る費用 名前はんこ(新入園児) 400円 名札(全園児) 140~311円 かばん(幼児) 4,150円 カラー帽子(1~5歳児) 1,210円 帽子ワッペン(幼児) 450円 粘土・ケース・板(2歳児~) 1,440円 クレヨン6色(0・1歳児) 350円 クレヨン12色(2・3歳児) 590円 クレパス16色(4・5歳児) 700円 はさみ(幼児) 530円 のり(2歳児~) 190円 出席帳(幼児) 605~637円 連絡ノート(全園児) 170~200円 蓋付バケツ(新入園児・乳児) 220円 絵の具(4・5歳児) 800円 誕生日材料費(0・1・2歳児) 420円	

☆この他、実費徴収が必要な事項が発生した場合は、ご説明のうえ徴収することがあります。
(親子遠足の保護者用の費用やバス代の一部など)

〈時間外保育料〉

◎保育標準時間認定の方

保育標準時間(7時~18時)を越える延長保育利用の場合

項目	内容	金額
延長保育料	18時から19時までの時間外保育	月額 2,900円
		日額 500円

- ・延長保育の利用には月利用、1日利用とも事前の申し込みが必要です。
- ・月利用については、月ごとに申し込み、辞退が可能です。該当月の前月末までに所定の用紙を事務室に提出して下さい。
- ・1日利用は用紙の提出は不要ですが、事前に担任または事務室にお申し出下さい。
- ・急な事情でお迎えが18時を過ぎた場合は1日利用の扱いとし、料金500円をいただきます。必ず事前にお電話で園までご連絡下さい。

◎保育短時間認定の方

- ・保育短時間(8時半~16時半)を越えて時間外保育が必要となることは、突発的な場合が想定されます。事情によっては日額設定をいたしますのでご相談ください。
- ・保育短時間(8時半~16時半)を越えて保育が必要な状況が続く場合は、標準時間認定への切り換えが考えられますので旭区にご相談下さい。

6 利用の開始について

- (1) 区保健福祉センターの利用調整に基づき、当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が、本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。
- (2) 入園に際して、園長または主任保育士は、入園児とその保護者に対して面接を行い、園の目的・方針・その他必要な事項を説明して、安心と信頼感をもって入園していただけるよう努めます。

7 利用の終了について

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき
- (4) 退園の時は2か月前に申し出て、退園届と共に費用の一切を清算して下さい。
- (5) 卒園後の保育について 卒園・小学校への進学は大切な節目です。卒園後は園に前と変わらず登園することを避け、小学校への準備の期間としていただいています。卒園式の翌日はできる限り家庭保育のご協力をお願いします。家庭保育ができない場合はご相談ください。卒園後の保育時間は、原則平日の9:00~17:00をお願いします。

8 給食について

- (1) 給食は自園調理で行います。
- (2) 保育を提供する日は、毎日給食があります。
※園外保育などの際はお弁当のご協力をお願いいたします。
- (3) 給食の時間 園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時10分頃	11時05分~	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時05分~	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時10分~	15時頃	午前間食、喫食状況により9~10月中旬迄
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

- (4) アレルギー対応状況
一人ひとりが安心しておいしい給食で健やかに育つよう、また、みんなで食べる喜びを大切にアレルギーに対応した給食を提供します。
 - ・ 除去食または代替食にて対応します。
 - ・ 食物アレルギーに対して、医師の指示に基づき対応します。
 - ・ 食物アレルギー対応の必要のあるお子さんは、「食物アレルギー対応の流れ」(p16 参照)に沿って対応します。「生活管理指導表」(医師により記入されたもの p17 参照)と、「アレルギー調査票」(保護者記入 p18 参照)の提出をお願いします。
 - ・ 初めて口にする食材は、まずご家庭で試してください。
 - ・ アレルギー対応の解除の際には、「除去食物の解除届」を保護者の方にご記入、ご提出いただきます。
 - ・ 月に1回給食会議を行い、栄養士、調理師と園長、主任保育士、担任、及び看護師が、園児のアレルギーの状態や喫食状況を共有しています。献立表の食材料リストをもとにアレルゲンとなる食材を確認しながら、給食の提供について検討、誤食の無いよう配慮しています。

- ・ 食物アレルギー対応マニュアル有
アレルギーをお持ちのお子さんの保護者と園とのやり取りの流れ、調理室・保育室での配膳の手順、万一の誤食の場合の対処などについて定め、職員に周知しています。
- ・ 緊急時薬の預かりに関してはご相談ください（医師の指示に基づく）。

9 緊急時の対応

お預かりしている園児に体調急変、事故・怪我、誤食等の緊急事態が発生した場合には、保護者にすぐに連絡をし、その後必要に応じて保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡、場合によっては病院を受診します。

10 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 無 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

<緊急連絡メールシステムについて>

災害時や、急な悪天候による行事の中止や時間変更について、一斉送信メールでご連絡しています。メールアドレスの登録が必要です。

<災害時の対応について>

①風水害の場合

- ☆暴風警報や特別警報（大雨・暴風・波浪・暴風雪・大雪）が発表された場合は臨時休園となります。また、大阪市が河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）」以上を発令した場合も臨時休園となります。
- ☆当日警報の発表が予想される場合は、無理に登園せず、可能な限り家庭保育のご協力をお願いします。
- ☆保育中に各警報発表等の状況となった場合も臨時休園となりますので、状況が悪くなる前に速やかにお迎えをお願いします。

警報解除後の保育受け入れについて

- ・午前7時までに解除された場合は開園します。ただし、警報解除の時間帯によっては、通常よりも遅い保育受け入れ開始となる場合があります。
- ・午前7時以降に解除され、気象状況や保育園及び周辺の状況に危険がないと判断した場合は、2時間後より保育の受け入れを開始します。ただし給食調理が整わないため、お弁当持参あるいは自宅で昼食を済ませてからの登園となります。

②地震の場合

- ☆保育開始前に大阪市内24区いずれか1区でも震度5弱以上の地震が発生した場合は臨時休園となります。保育終了後に発生した場合は、翌日は臨時休園となります。
- ☆保育中に震度5弱の地震が発生した場合は臨時休園となりますので、速やかにお迎えをお願いします。

③津波の場合

- ☆津波警報・大津波警報発表に伴う避難指示が発令された場合は臨時休園となります。

11 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 全職員で保育のふりかえりを実施

12 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

- (1) 内科 大阪旭こども病院 木野 仁郎 医師 <大阪市旭区新森 4-13-17 TEL06-6952-4771>
- (2) 歯科 松島歯科 松島 諒 院長 <大阪市旭区森小路 2-16-15 TEL06-6951-5166>
- (3) 耳鼻科 中村医院 中村 浩 院長 <大阪市旭区大宮 3-6-21 TEL06-6955-4567>

13 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 福田博子（主任保育士） ・ご利用時間 8：30～ 18：30 ・電話番号 06-6955-5931 F A X 06-6955-5399 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	林 尚俊	電話番号 *事務室前の苦情解決のお知らせに記載
		日本基督教団森小路教会 牧師

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

14 保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

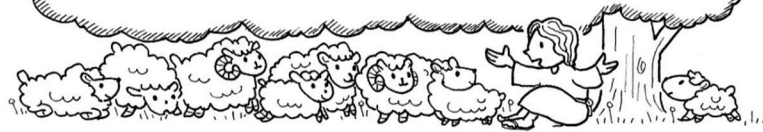
災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター） 保育園の管理下で園児の災害（負傷・疾病・障害又は死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付）を行う、国、園、保護者の三者負担による互助共済制度です。現在、保護者分も園が負担しています。 申請は園が行いますが、受診した病院からの証明は保護者が受け、所定の用紙にて園にご提出いただきます。用紙は園にありますので該当する場合はお声掛け下さい。
園児・職員事故対策共済制度（大阪市私立保育連盟） 大阪市私立保育園連盟加入施設の園児ならびに連盟が承認した法人・施設の職員の事故に対する共済制度。園内生活中に園児・職員が被った事故による死亡及び後遺障害、又は傷害による入院および通院に対して共済給付（障害給付金、死亡見舞金）を行います。

※この他、個人で加入できる『キッズガード 園児総合保障制度』もご案内しています。ご利用の場合はお申し出ください。

15 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

自己評価を毎年実施します。第三者評価受審予定あり。

保育園からのおねがいごと



<保育時間について>

- ① 開園時間は午前7時から午後7時までです。
- ② 登園は午前9時30分までをお願いします。
- ③ 仕事がお休みで登園する場合や育休中の方は、午前9時以降に登園し、午後4時までにお迎えをお願いします。仕事がお休みの場合は、緊急時に備えて必ず担任にその旨お伝えください。
- ④ 在宅勤務の場合は、在宅勤務時間に合わせて保育を利用して下さい。在宅勤務日の際は、緊急時に備えて必ず担任にその旨お伝えください。
- ⑤ 午後6時から午後7時までは延長保育です。延長保育の利用には申請が必要です。
- ⑥ 午後7時には閉園します。午後7時までに降園が完了するようにしてください。

<欠席の連絡>

欠席や遅れて登園の場合は当日の午前9時までに連絡をお願いします。

<登園の目安・お迎えのお願い>

- ① 朝から37.5℃以上の発熱がある場合や、24時間以内に38℃以上の熱が出た場合、24時間以内に複数回の水様便や嘔吐がある場合など、体調が悪い時は無理な登園を控えお休みしてください。（別紙「このような症状の時はお休みしましょう」参照）
- ② 保育中に熱が上がったり、いつもと様子が違うなど体調の変化があった場合はご連絡しますので、速やかに迎えをお願いします。

<登降園・担任との引継ぎ>

- ① 登降園の引率は原則として保護者または成人の方をお願いします。
- ② 登降園の際は、必ず各担任にお子様をお引き渡しください。早番・延長保育などで担任が不在の場合は、登園の際は早番担当職員に引き渡し、降園の際は遅番・延長保育担当の職員に必ず声をかけてください。
- ③ 送迎が予定されていた方から変更になる場合は必ずご連絡ください。連絡がなければお引き渡し出来ないなどトラブルのもとになる場合がありますのでご協力をお願いします。

<登降園時間の記録について>

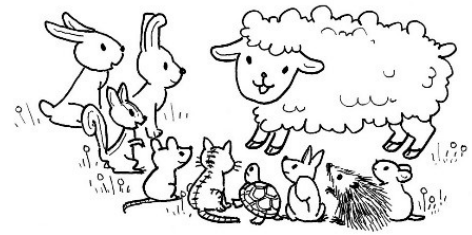
当園では、登降園の時間を「園-SiEN」を利用して記録しています。園児おひとりに1枚カードを配布いたします。そのカードを登降園時にご持参いただき、本園・分園入口にて、カードリーダーにかざして、時刻を記録してください。登園・降園時とも、園を出る時ではなく園に入った時におこなってください。

<お車の利用について>

車での登降園は禁止です。どうしても車のご利用が必要な場合は、近隣のパーキングをご利用ください。保護者または園児の怪我、体調などの理由の場合はお申し出ください。

<土曜日保育について>

原則お仕事のある方のみ対象です。また、土曜日は職員会議や職員研修を行うことがあるため、なるべく多くの職員が参加できるよう家庭保育のご協力をお願いします。



<半日保育のご協力お願い>

行事などで半日保育となる場合があります。半日保育（運動会（幼児）・夏と冬の大掃除・職員研修会・クリスマス会（幼児）等）

<提出物、書類の変更などについて>

- ① 緊急連絡先 保育中にケガや発熱が生じた場合、緊急に連絡が必要なことがありますので、必ず連絡がとれるところを複数お知らせください。緊急連絡先が変更になった場合は必ずお知らせください。
- ② 異動届 勤務先の変更、退職・転職、住所変更や産休に入られるなど、認定の内容に変更がある場合はすみやかに異動届（p19参照）を提出してください。また、育児休業に入られる前と復職した後は、復職(予定)証明書も提出してください。
- ③ 薬連絡票 保育園での与薬は原則として禁止です。医師の指示により、利用時間内にどうしても必要な薬はご相談ください。その場合、薬連絡票（p20参照）と病院・調剤薬局で発行された薬剤情報提供書（コピー可）を提出し、担任又は担任不在の場合は他の職員に必ず手渡ししてください。気管支拡張薬（ホクナリンテープ等）を使用する場合も提出が必要です。
- ④ 登園に関する意見書 感染症などの病気の場合、医師の指示に従い、学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書（p21参照）を頂いて園長の許可のもとに登園してください。（園にも用紙があります）

<各クラス>

- ・毎日の子ども達の活動や連絡事項をクラス前のホワイトボードでお知らせしています。必ずご覧下さい。
- ・各自のすべての持ち物に、名前を大きくはっきりと書いてください。（衣類・靴下・靴・布団カバー等）
- ・安全のため、フードのついた上着やスパンコールのついた衣服は避けてください。また、活動しやすい服装としてスカートは避けてください。
- ・服装は排泄に便利な着脱しやすいもの、特に3～5歳児は自分で着脱しやすいものにして下さい。
- ・下痢や嘔吐で汚れた衣類等は、感染拡大防止のため袋を二重にして洗わず返却します。ご自宅での消毒・洗濯をお願いします。
- ・月に1回、布団乾燥を行っていますので布団の持ち帰りは不要ですが、カバーの洗濯をお願いします。（カバー等は、はずれないように工夫して下さい。カバーをつけかえた布団は、押し入れに入れてください。）
- ・提出物の期限、期日は守ってください。

<その他>

- ・当園の敷地内はすべて禁煙です
- ・個人の思想、信仰は自由ですが、保育園での他の方々への宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
- ・園内での携帯電話での通話や、写真撮影（展示している作品を含む）は禁止です。クラス前のホワイトボードと分園の連絡ノートに限り撮影を可とします。

* クラス名紹介 *

乳児

0才	ちゅうりっぷぐみ
1才	たんぽぽぐみ
2才	ひなぎくぐみ
2才	すみれぐみ

幼児

3才	れんげぐみ
3才	なでしこぐみ
4才	こすもすぐみ
5才	すずらんぐみ

幼児（3～5才児）たてわりホーム名



*毎日の生活はたてわりホームを基本にしています
活動のねらい・目的によっては年齢別で活動します



入園・進級までに用意する物

☆持ち物すべてに名前を書いてください☆

0・1歳児(ちゅういっぐみ・たんぽぽぐみ)

- ・午睡用布団(シーツは布団を覆うカバータイプのもの、敷パットは不可)
- ・プラスチック製の哺乳瓶(0歳児のみ)
- ・外靴(歩行ができるようになったら)
- ・避難服(季節に応じた服・ズボン、肌着、靴下、紙おしめ1枚)



*午睡用布団
布団乾燥や丸洗いがあるので、
シーツだけでなく布団そのもの
にも大きく名前を記入。

《個人ロッカー・引き出しに入れておく物》

- ・布おしめ、紙おしめ *下段をご確認ください
- ・肌着(うソング か半袖)、Tシャツ、ズボン、よだれかけ(子どもの様子に応じて数枚)等の着替え4組
- ・シャワー用タオル〈フェイスタオル約35cm×75cm〉
- ・レジ袋(Lサイズ)1~2枚

《毎日持ってくる物》

- ・お手ふき用タオル 3種各1枚
 - ①午前のおやつ用(小さめタオルハンカチ)
 - ②給食用(ハンドタオル約30cm×30cm)
 - ③午後のおやつ用(ハンドタオル約30cm×30cm 後期食以降必要)
- ・給食用エプロン(食事用なので大きめのもので袖あり1枚)
- ・おやつ用エプロン(おやつ用は小さめのもの1枚、できればマジックテープのもの)
- ・片手付きコップ(透明なもの)*飲んでいる口元が見えるように透明なものをお願いします
- ・汚れ物入れ袋(ビニール製、食事用と着替え用各1枚)
- ・おしめマット(約40cm×50cm)

2020年度より、おしめは「布おしめ」と「紙おしめ」の選択制となりました。
それぞれ以下のように個人ロッカーにご準備ください。

布おしめ使用の場合

- ・布おしめ(20枚程度)
- ・おしめカバー(10枚程度)
 - *体の大きさに合ったもの
 - *できればマジックテープのもの
- ・紙おしめ(2・3枚)
- ・おしめバケツ用のビニール袋(レジ袋Lサイズ)

紙おしめ使用の場合

- ・紙おしめ(10枚程度)



*丸めて処分する時に名前が
隠れるように前側に名前を
記入

*使用済み布おしめは毎日必ずお持ち帰りください。使用済み紙おしめはまとめて園で処分します。



2歳児(ひなぎくぐみ、すみれぐみ)

- ・午睡用布団（シーツは布団を覆うカバータイプのもの、敷パットは不可）
- ・パジャマ、パジャマ袋
- ・避難服（季節に応じた服・ズボン、肌着、靴下、パンツ又は紙パンツ1枚）
- ・避難靴（園で預かります）

《個人ロッカー・引き出しに入れておく物》

- ・肌着（ラソング か半袖、パンツ又は紙パンツ）、Tシャツ、ズボン等の着替え4組
- ・シャワー用タオル（フェイスタオル約35cm×75cm）
- ・レジ袋（Lサイズ）1～2枚

《毎日持ってくる物》

- ・通園用かばん（毎日の持ち物が入るもの）
- ・お手拭き用タオル 3種各1枚
 - ①午前のおやつ用（小さめタオルハンカチ）
 - ②給食用（ハンドタオル約30cm×30cm）
 - ③午後のおやつ用（ハンドタオル約30cm×30cm）
- ・片手付きコップ
- ・水筒（ひもつき）
- ・おしめマット（約40cm×50cm）
- ・汚れ物入れ袋（ビニール製 食事用と着替え用各1枚）
- ・レインコート（袋に入れて通園用かばんへ）



3・4・5歳児(幼児クラス)

- ・午睡用布団（シーツは布団を覆うカバータイプのもの、敷パットは不可）
- ・着替え袋 ①～③を入れておく、避難服にもなるので使用したら補充して下さい
 - ① Tシャツ、ズボン、パンツなどの着替え 2～3セット
 - ② シャワー用タオル（フェイスタオル約35cm×75cm）
 - ③ レジ袋（Lサイズ）1～2枚
- ・パジャマ、パジャマ袋
- ・お絵描き帳（A3サイズくらい、できればリングでとじているもの）
- ・避難靴（園で預かります）
- ・避難靴の袋（布製、園で預かります）

《毎日持ってくる物》

- ・通園用かばん *3歳児からは園の通園カバンを使いますのでご購入下さい
- ・片手付きコップ
- ・水筒（ひもつき）
- ・3歳児 布製の袋に入れる ①スプーン ②フォーク
- ・4、5歳児 布製の袋に入れる ①箸 ②メニューによってはスプーン・フォーク
- ・レインコート（袋に入れて通園用かばんへ）



*午睡用布団
布団乾燥や丸洗いが
あるので、シーツだけ
でなく布団そのもの
にも大きく名前を
記入

<施設の概要>

1 事業運営主体

名 称	社会福祉法人大阪キリスト教女子青年福祉会
所 在 地	大阪市北区神山町 11-12
電 話 番 号	06-6361-0838
代表者氏名	理事長 井上 隆晶

2 事業所の概要

施 設 の 種 類	保育所		
施 設 の 名 称	大阪YWCA大宮保育園		
施 設 の 所 在 地	本園 大阪市旭区大宮5丁目7-15 分園 大阪市旭区大宮5丁目3-31		
連 絡 先	電話番号 06-6955-5931 FAX 06-6955-5399		
管 理 者	園長 植木 知子		
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童		
認 可 定 員	0歳児 18人	1歳児 30人	
	2歳児 30人	3歳児 34人	
	4歳児 34人	5歳児 34人	
利 用 定 員	満3歳以上の児童		87人
	満1歳以上満3歳未満の児童		48人
	満1歳未満の児童		10人
開 設 年 月 日	1978年 6月 1日		

園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
2021年度	3人	28人	29人	31人	28人	29人
2022年度	8人	25人	29人	31人	30人	28人
2023年度	5人	16人	28人	30人	29人	28人

3 当園における設備の概要

(1) 施 設

本園	敷 地		1135.2㎡
	園 舎	構 造	・鉄筋コンクリート造7階建 1階部分 ・鉄骨スレート葺平屋建 ・鉄筋コンクリート造瓦葺2階建（事務棟）
		延べ面積	647.13㎡
	園 庭		地上園庭 488.07㎡

分園	敷 地		207.28㎡
	園 舎	構 造	木造瓦葺2階建 1階部分
		延べ面積	118.9㎡
	園 庭		地上園庭 88.38㎡ 公園 600㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室 ほふくスペース含む	3室	ちゅうりっぷ（満0歳児クラス） つくし（満1歳児クラス） たんぽぽ（満1歳児クラス）
保育室	4室 分園2室	くも（満3～5才児クラス） にじ（満3～5才児クラス） ほし（満3～5才児クラス） ひかり（満3～5才児クラス） すみれ（満2歳児クラス） ひなぎく（満2歳児クラス）
調理室	1室	
事務室	1室	
相談室・多目的室	各1室	

4 職員の職種、員数及び職務の内容（2024年3月1日現在）

〈職種〉

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任 保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を 整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
副主任	主任保育士の補佐、保育の指導	4	4		
保育士	保育に従事し、計画の立案、実施、記 録及び家庭連絡等の業務を行う	20	14	6	
保育補助	保育士を助け、子どもの見守りや 保育の準備、補助、清掃等を行う	2		2	
調理員	栄養士の作成した献立に基づき、給食 及びおやつを調理する	5	3	2	栄養士と兼務
栄養士	園児の栄養指導及び管理、発達段階に 応じた献立の作成を行う	2	2		
看護師	園児の健康管理に努め、園内生活での疾病 に対応する。	1	1		
事務長	運営に関する庶務、総務及び会計を司る	1	1		
事務員	庶務及び会計事務を担い、園内諸雑務に従事する	1		1	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

〈各職種の勤務体系〉

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）
主任・副主任保育士	〃 （7：00～19：00）＊シフト制
保育士	〃 （7：00～19：00）＊シフト制
栄養士	〃 （7：30～17：00）＊シフト制
調理員	〃 （7：30～17：00）＊シフト制
看護師	〃 （9：00～18：00）
事務長・事務員	〃 （8：30～17：30）

※ ロテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

5 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨

特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、適正な運営を行っており、市より改善の勧告を受けている点はありません。

《食物アレルギー対応の流れ》 しおりのp6に記載があります。

当園では食物アレルギーについて下記のような流れで対応させていただきます。
入園にあたっては、入園説明会から給食が始まるまでの間に面談を2回予定しています。

面談1回目（入園決定後）

入園説明会時に、下記の書類について説明してお渡しします。入園式までにご準備下さい。

- ① 生活管理指導表（主治医が記入するもの。病院の受診が必要です。）
- ② アレルギー調査票（保護者が記入するもの。ご家庭でご記入下さい。）

上記①、②の書類提出

当園にて書類を確認し、個別対応内容を検討し、具体的な対応内容を検討・決定します。

面談2回目（個別対応内容の説明）

決定した個別対応内容について、説明いたします。
慣らし保育お迎え後に時間を頂戴します。詳しい時間はお声かけします。

食物アレルギー対応献立の確認（毎月）

翌月の献立表をご確認いただき、署名（サイン）をお願いします。

変更に関わる申し出

除去食物の解除や追加、個別対応内容の変更がある場合等、必要に応じて申し出ください。
保護者の方に準備していただくもの
除去食変更時：生活管理指導表（主治医が記入したもの）
除去食解除時：除去解除申請書（保護者が記入したもの）

個別対応内容変更に伴う説明

除去食物の解除や追加等、お子様の状態や施設での対応に変更があった場合にプランを変更します。変更した個別対応内容について、説明いたします。

次年度の準備（2～3月頃）

保護者の方に準備していただくもの
① 生活管理指導表（主治医が記入したもの）
② アレルギー調査票（保護者が記入したもの）

《卒園や転園される場合》

入学先の学校や転園先でも特別な配慮が必要な場合、状況に応じて引き継ぎや情報共有の方法などを保護者の方と相談させていただきます。

保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表(食物アレルギー・アナフィラキシー)

名前 _____ 男・女 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 (_____ 歳 _____ か月) _____ クラス _____ 保育所

この生活管理指導表は保育所の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に限り、医師が作成するものです。

保護者記入欄 ↓

病 型	治 療	保 育 所 で の 生 活 上 の 留 意 点	緊 急 連 絡	医 師 名	医 療 機 関 名	電 話
A. 食物アレルギー病型 1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎 2. 即時型 3. その他 (新生児乳児消化管アレルギー・口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・その他)	B. アナフィラキシー病型 1. 食物 (原因) 2. その他 (医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー)	A. 給食・離乳食 1. 管理不要 2. 管理必要(管理内容については、病型・治療のC欄及び下記O欄を参照) B. アレルギー用調整粉乳 1. 不要 2. 必要 下記該当ミルクに○、又は()内に記入 ミルクA-HP・ニューMA-1・MA-mil・ベネチエエクト エルベタルファミリー その他 ()	★ 保護者名 電話(統括) ① () () ② () () ③ () () ★ 緊急連絡医療機関 医療機関名 電話	医師名 年 月 日	医療機関名 電話	電話
▼ アナフィラキシー 1. 鶏卵 2. 牛乳・乳製品 3. 小麦 4. ソバ 5. ビーンナッツ 6. 大豆 7. ゴマ 8. ナッツ類* 9. 甲殻類* 10. 軟体類・貝類* 11. 魚卵* 12. 魚類* 13. 肉類* 14. 果物類* 15. その他	該当する食品の番号に○をい、かつ《 》内に除去根拠を記載 《 》内2番号を記載 ① 明らかない症状の既往 ② 食物負荷試験陽性 ③ IgE抗体検査結果陽性 ④ 未採取	C. 除去食品においてより厳しい除去が必要なものの 病型・治療のC欄で除去の際に、より厳しい除去が必要となるものみに○をつける ※本欄に○がついた場合、給食対応が困難となる場合があります。	E. 特記事項 (その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には、医師が保護者と相談の上記載。対応内容は保育所が保護者と相談の上決定)	記載日 年 月 日		
D. 緊急時に備えた処方薬及び管理薬 1. 内服薬：(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射薬「エピペン」 [®] 3. その他 () 4. 管理薬 ()	「*は()の中の該当する項目に○をするが具体的に記載すること」 D. 緊急時に備えた処方薬及び管理薬 1. 管理不要 2. 原因食材を教材とする活動の制限 () 3. 調理活動時の制限 () 4. その他 ()	D. 食物・食材を扱う活動 1. 管理不要 2. 原因食材を教材とする活動の制限 () 3. 調理活動時の制限 () 4. その他 ()				

厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(2019年改訂版)等より引用 一部改訂 大阪市こども青少年局

● 厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に従い、最終的な対応は医療機関と連携のもと施設側が決定します。
 ● 保育所における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を保育所職員全体で共有することに同意します。

保護者署名 _____ 印

【アレルギーに関する調査票】※メールアドレスを記入して下さい

この調査票は、児童の状況を知り個別対応内容について保護者と保育所が連携し、アレルギー対応を行うために保育所を終了するまで使用します。(年に1回更新及び変更のあった際に更新)

●お子さんのアレルギーについて次の項目に記入もしくは○をつけてください。

記入日(西暦) クラス(ホーム) 氏名 男・女 年齢 歳 ヶ月 生年月日(西暦) 年 月 日

A:現在治療中のアレルギー疾患はありますか?
 ・食物アレルギー ・アトピー性皮膚炎 ・気管支喘息
 ・アレルギー性鼻炎 ・アレルギー性結膜炎 ・じんましん
 ・薬物アレルギー ・他物アレルギー ・その他()

B:現在、ご家庭で除去している食べ物はありますか? はい いいえ
 除去している(していい) 食品の内容に○をし、記入してください。

除去食物	家庭での状況		緊急時薬処方(あり・なし) Eピペン処方(あり・なし)	解除日
	現在除去している	除去の内容及び除去の開始時期		
1 鶏卵				
2 牛乳・乳製品				
3 小麦				
4 ソバ				
5 ビーチャツ				
6 大豆				
7 ゴマ				
8 ナッツ類				
9 甲殻類				
10 軟体類・貝類				
11 魚卵				
12 魚類				
13 肉類				
14 果物類				
15 その他				

C:除去している食品を食べたり触れたり(触れた)などで、アレルギー症状が出たことがありますか? はい いいえ
 D:運動後にアレルギー症状が出たことがありますか? はい いいえ
 E:ごく微量でもアレルギー症状をおこす可能性はありますか? はい いいえ
 (製造ライン上のコンタミネーション・空室喫煙室など)

F:アレルギー症状が出たことがあれば記入してください。

いつ	食べたもの(触れたもの)	食べた量(触れた量)	症状の現れた時間	具体的な症状	備考

G:アナフィラキシーを起こしたことはありますか? はい いいえ (回数) 1 状況をご記入ください

いつ	原因食物	症状	起きた時の状況	治療

H:食物アレルギーでかかりつけの病院
 病院 科 医師

I:医療機関における受診状況について
 定期受診時期 食物アレルギーと診断された年齢 (歳 ヶ月)

J:現在、アレルギー疾患の治療で使用している薬はありますか? はい いいえ
 薬の名前や服用時間等、具体的に記入してください

K:緊急時の対応はどのようにしていますか?
 この欄については、生活管理指導表提出後に保育所と保護者で対応について共通確認した事項等が記入は記載します

L:医師から注意するように書かれている症状や対応
 N:共通確認事項等

M:保育所に伝えておきたいご配慮すること等について

O:緊急連絡先を教えてください

①	氏名	続柄	電話番号	連絡先・備考
				自宅・携帯・職場
				自宅・携帯・職場
				自宅・携帯・職場
				自宅・携帯・職場

確認欄

確認年月日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
確認年月日												
クラス・健児												
保護者確認サイン又は印												
保育所確認サイン又は印												

※所外保育について、弁当持参の際は、保育所での対応と同様に弁当に原因食物を使用しないでください。
 ※当保育所ではコンタミネーションやごく微量でもアレルギー反応を起す場合には、撤回保育・撤回給食における安全を最優先し弁当対応となります。
 ※年に一度更新します。年度途中に更新があった場合には、赤色で記載してください。
 ●保育所における日課の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、食物アレルギーに関する内容を全職員で共有することに同意します。

様式 「与薬依頼票」 しおりのp10に記載があります。

薬 連絡票			
医師の診断を受けたところ、下記のとおり指示がありましたので内服をお願いいたします。			
保護者名			
与薬日 (与薬開始日)	年	月	日 ()
クラス名			
子どもの氏名			
病院名	TEL		
処方された日	年	月	日 ()
病名 (または症状)			
薬剤名・薬の種類			
粉薬 () 【			】
水薬 () 【			】
錠剤 () 【			】
外用薬 () 【	】使用方法【		】
その他 () 【			】
※ () 内に個数を、【 】内に薬剤名をご記入ください。			
薬の保管	室温 ・ 冷蔵庫		
与薬の時間	食後 その他 ()		
薬剤情報提供書	あり ・ なし		
その他の注意事項			
※ 預かった薬について不明点がある場合、保護者の方に連絡し、確認をさせていただくことがあります。確認が取れない場合は与薬が行えません。ご了承ください。			
※ お薬には必ず名前を記入し、1回分を手渡しをお願いいたします。			
受取者		与薬者	与薬時間
		確認者	

* 裏面の注意事項もお読みください。

大阪YWCA大宮保育園 2024.3.

学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書

氏 名 (男・女)
 生年月日 西暦 年 月 日 生まれ

下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則にもとづき療養を指示していましたが、感染のおそれが変わって少なくなったので、 月 日以降の登校・登園が可能であると判断しました。

- 第1種感染症 () [治療]
- 第2種感染症 インフルエンザ(A型・B型) [発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日(ただし幼児は3日)を経過するまで]
 新型コロナウイルス感染症(COVID-19) [発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで]
 麻疹 [解熱後3日経過] 風疹 [発疹消失]
 水痘 [すべての発疹の痂皮化] 咽頭結膜熱 [主要症状消滅後2日経過]
 流行性耳下腺炎 [耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が出現したあと5日経過し、かつ全身状態が良好]
 百日咳 [特有の咳が消失 または 5日間の適正な抗菌性物質製剤療法が終了]
 結核 [感染のおそれなし] 髄膜炎菌性髄膜炎 [感染のおそれなし]
- 第3種感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎
 [感染のおそれなし] 腸管出血性大腸菌感染症(*) (*)1日の観察検査において2割程度が陰性となったものとするのが一般的である。
 コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス

- ◆第3種その他の感染症 [①～④は、出席停止により感染拡大防止効果があるもの]
 ① A群溶血性連鎖球菌咽頭炎(溶連菌感染症)
 ② アデノウイルス感染症
 ③ 感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなどによるもの)
 ④ 急性細気管支炎(主としてRSウイルス感染によると考えられるもの)
[その他、個人の治療効果を重視した感染症]
 マイコプラズマ感染症/異型肺炎・単純ヘルペス歯肉口内炎・帯状疱疹・()

いまだ病名の確定には至っていませんが、下記のような病状から「感染のおそれなし」と判断できず、現時点での登校・登園は不適切であると判断します。

血液・粘液を含む便 この24時間以内に複数回の嘔吐 原因不明の発しん
 よだれを伴う口内炎・口内炎 発熱・脱水などの全身症状と持続する原因不明の腹痛
 がんこな咽頭 種痘歴の不備

その他の意見: }
西暦 年 月 日

医療機関名:
 診察医師(診察した医師に限る):

